

世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕（案）について

1 主旨

世田谷区地域防災計画の修正にあたっては、令和2年7月27日の防災会議を踏まえ、パブリックコメント及び東京都協議を行うなど修正を推進してきたところである。

この度、世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕（案）（以下「計画（案）」という。）をとりまとめたので報告する。あわせて、パブリックコメントの実施結果について報告する。

2 計画（案）の内容

- 資料1 計画概要版（案）
- 資料2 計画（案）本編
- 資料3 計画（案）新旧対照表
- 資料4 計画（案）資料編

3 パブリックコメントの実施結果

- 資料5 世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕（素案）に対する区民意見及び区の考え

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年

- 1月20日 世田谷区防災会議で計画（案）審議・決定
- 2月10日 災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会で結果報告
- 3月 世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕公表

世田谷区地域防災計画

[令和3年修正]

概要版（案）

世田谷区

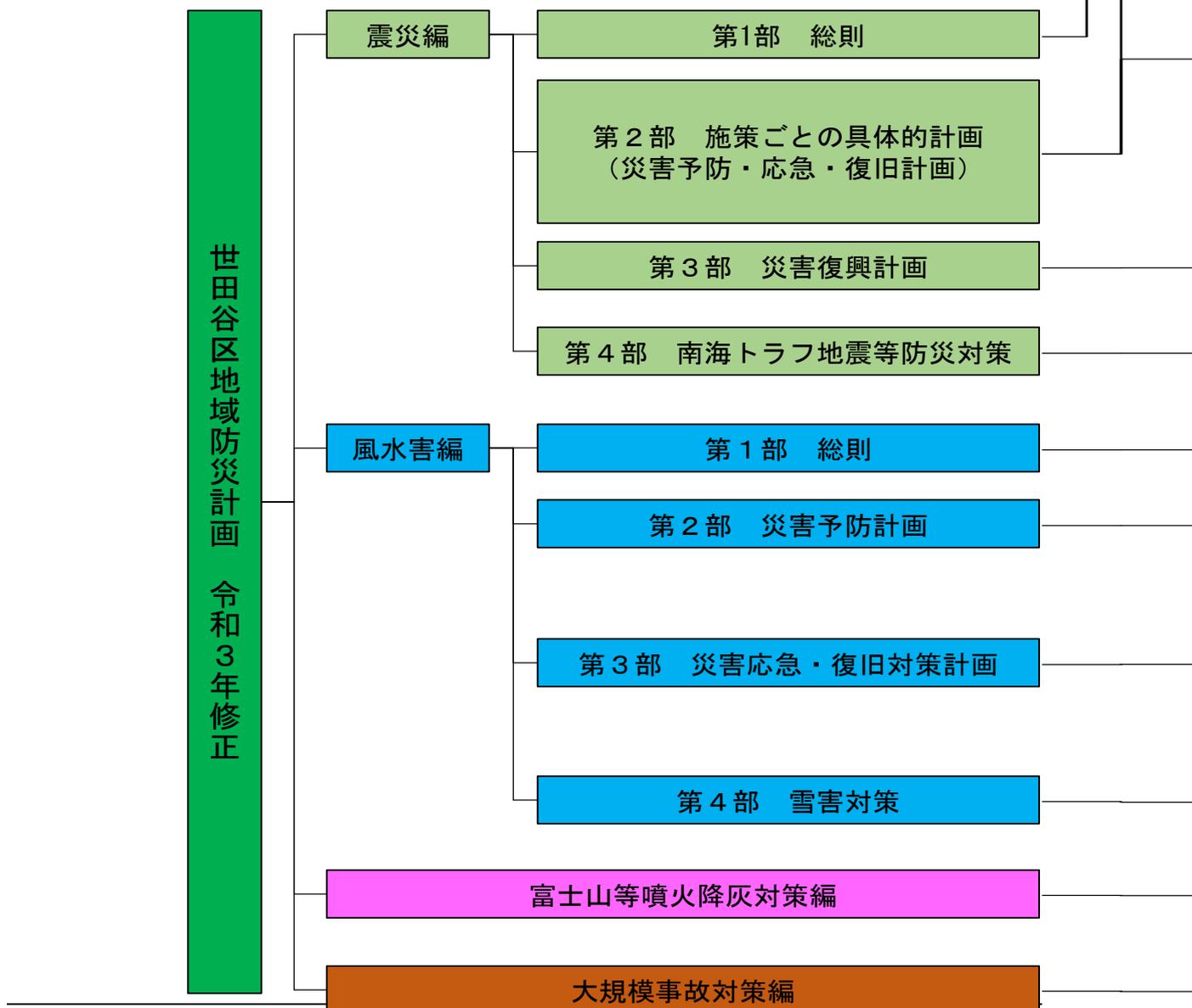
1. 世田谷区地域防災計画とは

(1) 計画の目的

世田谷区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、世田谷区防災会議（区のほかに警察、消防、自衛隊、ライフライン事業者等の防災関係機関で構成）が作成し、災害対策の動向や最新の情報等（関係法令等の改正、被害想定、実災害の教訓等）を随時反映しています。

この計画の目的は、区と防災関係機関が力を合わせ、区民等と連携して、予防対策（日ごろの備え）、応急対策（発災から3日間）、復旧対策（発災から4日目以降）など一連の災害対策を実施し、世田谷区の地域、区民の生命・身体・財産を災害から守ることです。

世田谷区地域防災計画[令和3年修正]の構成について



(2) 計画の構成

取組みの項目ごとに現時点での到達状況や課題を明らかにするとともに、今後の対策の方向性や目標、具体的な取組等を提示する構成としています。

第1章 地域防災計画震災編の概要 | 第2章 世田谷区の現状と被害想定 | 第3章 地震に関する調査研究
第4章 計画の概要等 | 第5章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第1章 区等の基本的責務と役割

地震前の行動（予防対策）

発災

地震直後の行動（応急対策）

地震後の行動（復旧対策）

第2章 区民と地域の防災力向上 | 第3章 安全な都市づくりの実現 | 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 | 第6章 情報通信の確保 | 第7章 医療救護等対策 | 第8章 帰宅困難者対策
第9章 避難者対策 | 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 第11章 放射性物質対策 | 第12章 区民の生活の早期再建

第1章 復興の基本的考え方 | 第2章 復興本部 | 第3章 災害復興計画の策定 | 第4章 災害復興計画

第1章 対策の方針 | 第2章 南海トラフ地震等防災対策 | 第3章 東海地震事前対策

第1章 計画の方針 | 第2章 区の概況と災害 | 第3章 河川及び下水道等の整備概要 | 第4章 区・都及び防災機関の役割

第1章 水害予防対策 | 第2章 都市施設対策 | 第3章 地域防災力の向上 | 第4章 防災運動の推進

第1章 初動態勢 | 第2章 情報の収集・伝達 | 第3章 水防対策 | 第4章 警備・交通規制 | 第5章 医療救護等対策
第6章 避難者対策 | 第7章 物流・備蓄・輸送対策 | 第8章 災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、がれき処理
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策 | 第10章 公共施設等の応急・復旧対策 | 第11章 応急生活対策
第12章 災害救助法の適用 | 第13章 激甚災害の指定

第1章 雪害予防対策 | 第2章 雪害応急対策

第1章 富士山の現況等 | 第2章 災害予防計画 | 第3章 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制 | 第2章 大規模事故時の応急対策計画

2. 世田谷区地域防災計画 [令和3年修正]について

(1) 修正の背景

- 国は、平成 28 年熊本地震等の教訓を踏まえ、地方自治体の受援業務及び体制の整備に向けて、平成 29 年 3 月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定しました。
- 国は、災害救助法の改正をはじめとした災害関連法令等の改正に伴い、平成 30 年 6 月に「防災基本計画」を修正しました。
- 都は、平成 30 年 1 月に「東京都災害時受援応援計画」を策定し、全国の自治体や関係機関等からの応援の円滑な受け入れ、区市町村と連携した早期の被災地支援に繋げていくための手順や具体的ルールを示しました。
- 都は、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組みを反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、令和元年 7 月に「東京都地域防災計画（震災編）」に修正を行いました。
- 国は、平成 29 年 6 月に水防法等を改正し、逃げ遅れゼロ実現のための多様な関係者の連携体制を構築するため、洪水氾濫による被害軽減を図るための対策を総合的かつ一体的に推進する方向性を示しました。
- 国は、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、平成 31 年 3 月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、5 段階の警戒レベルを用いた避難勧告等の発令基準を定めました。また、令和元年 5 月には「防災基本計画」を修正し、水害・土砂災害からの避難対策に関する修正を行い、住民が「自らの命は自らが守る」といった意識を持ちとるべき避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するといった住民主体の防災対策に転換する方向性を示しました。
- 国は、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）における対応での様々な課題について、検証を行い、令和 2 年 3 月に一連の災害に係る検証レポートをとりまとめました。
- 都においても、課題を検証するため、「大規模風水害検証会議」を設置し、7 つの視点に基づく風水害対策をとりまとめました。

(2) 主な修正項目

地域防災計画前回修正（平成 29 年修正、平成 30 年一部修正）以降の区の実施や以下の「修正のポイント（重点項目）」における検討結果等を計画に反映しました。

【修正のポイント（重点項目）】

- | | |
|----------------|------------------|
| ①風水害対策の強化 | ②区の受援・応援体制の充実強化 |
| ③災害対策本部機能の強化 | ④自助の推進 |
| ⑤多様性に配慮した女性の視点 | ⑥新型コロナウイルス等感染症対策 |

(3) 修正のポイント（重点項目）

①風水害対策の強化

区では、令和元年東日本台風に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、その内容を踏まえて、風水害時における情報提供のあり方や避難所への誘導・運営体制、職員の配置・態勢、備蓄等について強化を図りました。

<主な修正内容>

○防災情報に警戒レベルの導入【風水害編第3部第6章第2節1（p761～767）】

居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にしました。

○風水害対応タイムラインの作成【風水害編第3部第1章 前文（p699）】

世田谷区災害対策本部が設置された場合の「世田谷区風水害対応タイムライン」に基づく区の対応を整理しました。

○風水害時の避難所の拡充【風水害編第3部第6章第4節（p778～782）】

多摩川浸水想定区域外でより身近な水害時避難所を確保するため、特に玉川・砧地域を中心に、大学や都立高校など、民間施設に対して、水害時避難所の拡充について協議を行い、早期運用を目指します。

※水害時避難所の開設の考え方とは：

多摩川の洪水に関する避難情報「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」を早めに発令し、早めに避難する方を受け入れるため、2段階に分けて水害時避難所（第1次、第2次）を開設します。（多摩川の洪水に備えた区の最大の対応）

○洪水ハザードマップの改定【風水害編第2部第1章第4節 2（p673～674）】

「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版・全区版）」を改定し、区民への日頃からの周知啓発を図ります。

○防災無線電話応答サービスの拡充【震災編第2部第6章第5節第1 2（p247）】

一度に大量の電話アクセスに対応するため、回線の増加を実施していきます。

※防災無線電話応答サービスとは：

防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった時に、専用電話番号（令和2年7月1日時点：0180-99-3151）に電話すると、24時間以内に防災行政無線から放送された内容を聞くことができるサービスです。

○大容量ポータブル蓄電池の配備【震災編第2部第9章第3節 2（p372）】

避難が長期化した場合の携帯電話への充電手段を確保するため、避難所や帰宅困難者支援施設に大容量ポータブル蓄電池を配備します。

○避難勧告等の判断基準の改定等【風水害編第3部第6章第2節 2 (p767~773)】

これまで水位により判断していた多摩川の避難勧告等判断基準に、大雨・洪水警報などの気象予報や、内水氾濫による浸水のおそれなどを踏まえ、避難勧告等を発令する際の判断基準を設けます。また、水位周知河川の指定に伴い、丸子川・谷沢川・呑川の避難勧告等判断基準などを新設します。

②区の受援・応援体制の充実強化

区では、災害時に円滑に支援を受け入れるための連絡調整体制や、被災自治体への応援に係る調整体制を明確化する等体制の充実・強化を図りました。

<主な修正内容>

○受援・応援に係る庁内調整体制の強化【震災編第2部第5章第5節第2(p220~223、p229)】

自治体への応援要請や支援を受け止める庁内の総合窓口設置や各所管の役割、具体的手順等について反映しました。

○災害時ボランティア等連絡会の設置【震災編第2部第2章第5節第2 (p81)】

世田谷区内の発災害時にボランティアやNPO等の支援団体間で、支援の抜け・漏れ・偏りをなくし、円滑に支援活動が実施されるよう情報の共有や連絡調整等を行う場を設置します。

③災害対策本部機能の強化

区では、災害時に災害対策本部が設置される本庁舎において、その機能が十分に発揮されるよう、耐震安全性や庁舎維持機能など災害対策機能の強化を図りました。

<主な修正内容>

○新庁舎における耐震安全性の強化【震災編第2部第5章第5節第1 (p201~202)】

本庁舎整備に合わせて、新庁舎は免震構造とします。

○非常用電源の拡充など災害時の庁舎機能の確保

【震災編第2部第5章第5節第1 (p201~202)】

非常用発電機は7日以上稼働できるよう燃料の備蓄をするなど災害発生時からインフラ復旧まで庁舎機能を維持できるよう配備していきます。

○災害対策本部機能の集約【震災編第2部第5章第5節第1 (p201~202)】

新庁舎の災害対策本部長室、災害対策本部会議室、オペレーションルーム、無線室等の災害対策本部機能を集約し、災害対応力の強化を図ります。

○新たな防災情報システムの導入【震災編第2部第5章第5節第1 (p201~202)】

災害発生直後の被災状況など、区本部及び防災関係機関等の応急対策活動に必要な情報、区民及び防災区民組織等への避難情報の提供等、災害情報の収集・伝達を支援するための防災情報システムを整備します。

④自助の推進

区では、区民一人ひとりの防災の取組みの重要性や、具体的な対策に向けた備え等について周知・啓発を進めていきます。

<主な修正内容>

○区民への在宅避難、縁故避難の推奨

【震災編第2部第2章第3節第1、第5節第1 1 (p50、54~55)】

避難所生活を回避するため「在宅避難」の推奨とその準備についての普及啓発を行っていくことに加えて、「縁故避難」の考え方も合わせて啓発していきます。

○マイ・タイムラインの活用促進【風水害編第2部第3章第1節 (p690)】

都が作成する「マイ・タイムラインシート」を活用し、区民一人ひとりが、必要な対応を理解し準備することで、災害時に適切な避難行動がとれるように促していきます。

○蓄電池導入経費助成制度の新設【震災編第2部第2章第3節1 (p50)】

災害時や停電時に非常用電源として活用可能な家庭用蓄電池の導入経費の一部を補助するとともに、補助事業の周知を進めていきます。

⑤多様性に配慮した女性の視点

区では、多様性に配慮した女性の視点からの災害対策について、地域への普及・啓発を進めるとともに、その担い手となる女性防災コーディネーターの育成を進めていきます。

<主な修正内容>

○女性防災コーディネーターの育成・支援【震災編第2部第2章第5節第1 7(p71)】

女性防災コーディネーターが地域で活躍できるよう、被災事例等を学ぶ機会や地域への啓発の機会を確保するなどの適切なフォローを行っていきます。

○多様性に配慮した女性の視点を反映した「世田谷版 HUG」を活用した啓発の推進

【震災編第2部第2章第5節第1 7(p71)】

避難所運営組織や地域の防災組織等を対象に、「世田谷版 HUG」を活用した研修を女性防災コーディネーターと協働して実施し、地域への普及・啓発を進めていきます。

⑥新型コロナウイルス等感染症対策

区では、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大期に災害が発生した場合にそなえ、感染拡大防止のために必要な対策の強化を図ります。

<主な修正内容>

○避難所での感染症防止対策の強化

【震災編第2部第9章第5節第1 3、第2 2 (p393、406)】

多様な避難の方法や避難の際に衛生用物品を持参すること等を平時より区民に広く呼びかけていきます。また、避難所開設・運営における感染症対策を想定した留意事項を作成し、各避難所の運営マニュアルへの反映を図るとともに、マスク、体温計、消毒用アルコール等を備蓄品として配備します。

○受援応援における新型コロナウイルス等感染症の防止対策の反映

【震災編第2部第9章第5節第2 5、第5章第5節第1 7(p83、211・228～229)】

職員やボランティアの応援受入れ及び他自治体への応援職員派遣において、感染症の拡大防止を図るための留意事項を計画に反映しました。